

宮城県 公園施設長寿命化計画

令和4年3月

宮城県 土木部 都市計画課

○長寿命化計画（個別施設計画）の策定趣旨

中長期的な視点をもって施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに公共施設等の最適な配置等を行っていくための方針を示したもので、計画期間内に要する対策費用の概算を整理している。

1. 都市公園整備状況

(令和3年10月1日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
6箇所	1,402,000 m ²	0.612 m ²

(面積内訳)

公園名(所在地)	公園種別	面積
仙台港多賀城地区緩衝緑地(塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町)	緩衝緑地	25.1 ha
矢本海浜緑地(東松島市)	広域公園	11.2 ha
岩沼海浜緑地(岩沼市)	広域公園	26.7 ha
加瀬沼公園(塩竈市、多賀城市、利府町)	広域公園	18.8 ha
宮城県総合運動公園(利府町)	広域公園	46.2 ha
石巻南浜津波復興祈念公園(石巻市)	広域公園	12.2 ha
合計		140.2 ha

2. 計画期間 [令和4年度(2020)～令和13年度(2030) (10箇年)]

3. 計画対象公園

① 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0	6

② 選定理由

本計画は、子供や高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる公園とするため、所管する公園全てを対象とした。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

施設分類	予防保全施設							事後保全施設	計
	公園名	遊具	一般施設	土木構造物	建築物	各種設備	運動施設		
仙台港多賀城地区緩衝緑地	0	150	1	12	4	0	167	1190	1,357
矢本海浜緑地	15	89	0	5	5	0	114	84	198
岩沼海浜緑地	35	152	4	7	6	3	207	1232	1,439
加瀬沼公園	28	88	0	7	6	0	129	755	884
宮城県総合運動公園	26	29	3	1	0	0	59	289	348
石巻南浜津波復興記念公園	0	15	0	0	0	0	15	126	141
計	104	523	8	32	21	3	691	3676	4,367

※公園施設ごとの管理類型の例

		公園施設種別							
		園路広場	修景施設	休養施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他
予防保全型管理を行う候補 <small>(ライフサイクルコスト算出結果により、予防保全型管理又は事後保全型管理の判断が必要となる施設)</small>	一般施設		・噴水等 ・日陰だな (10㎡以上)	・休憩所、四阿、パーゴラ等 (10㎡以上)	・バックネット、バスケットゴール等※	・ステージ、デッキ、記念碑等 (鋼製のモニュメント等)		・照明施設、引込柱、時計、門・柵(高価なもの、転落防止目的等) ※	
	土木構造物	・橋梁(10m以上) *鋼橋はすべて	—	—	・野球場、陸上競技場、水泳プール、観覧席等	・植物園、動物園、野外劇場、水族館、図書館、体験学習施設等の教養施設	—	・水門、雨水貯留施設(地下式除く)、 ・擁壁・護岸(高さ2m以上のRC構造)	—
	建築物			・ピクニック場、キャンプ場等の建築物(10㎡以上)			・売店、便所、飲食店、宿泊施設等(10㎡以上) ・駐車場(立体式)	・管理事務所等(10㎡以上) ・発電施設等	・展望台等(10㎡以上)
	各種設備	・法令等で点検が必要な施設							
事後保全型管理	一般施設	・園路や広場の舗装、緑石等	・日陰だな(10㎡未満) ・花壇、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石等	・休憩所、四阿、パーゴラ等 (10㎡未満)	・バックネット、バスケットゴール等※ ・ゲートボール場、テニスコート等の簡易な運動施設	・記念碑等(石碑等)	・駐車場(立体式を除く)、水飲場、手洗い場	・照明施設、引込柱、時計、門・柵(安価なもの)※ ・車止め、側溝・排水ます、掲示板、標識、くず箱等 ・水道、暗渠、電線等地下埋設物	
	土木構造物	・橋梁(10m未満)						・擁壁・護岸(高さ2m未満、石積み、間知ブロック、補強土等)	
	建築物			・ピクニック場、キャンプ場等の建築物(10㎡未満)	・簡易な構造の更衣所、控え室、運動用具倉庫、シャワー室等の工作物		・売店、便所、飲食店、宿泊施設等(10㎡未満) ・時計台等	・倉庫、車庫等でプレハブ等簡易な構造の建築物	・展望台等(10㎡未満)
	各種設備	・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等							

※の施設について、健全度調査(「Ⅱ-4健全度調査と健全度・緊急度判定」参照)の結果がB判定となったものはライフサイクルコスト算出を行い予防保全型管理あるいは事後保全型管理の判断を行う。健全度調査の結果がCとなったものは、コストをかけて長寿命化対策を行っても延命効果が小さいことから、事後保全型管理と判断してよい。

② これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設(建築物、遊戯施設、公園施設等)を対象に公園管理者及び指定管理者による維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を行い、必要に応じて補修や更新を図る事後保全的な維持管理を行ってきた。

③ 選定理由

今後進展する遊具等の老朽化に対する安全対策の強化及び修繕・更新費用の平準化を図る観点から、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な修繕・改築・更新を行うため、全ての公園施設を対象とした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、令和3年度(2021年度)に実施した。

【健全度判定の評価基準】

健全度判定とは、「健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的

な評価と判定」(指針 p.33)を指す。健全度判定は「A・B・C・D」の四段階評価とし、各評価基準は下表による。

健全度判定における評価基準

評価判定 (ランク)	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。

① 一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

単位：施設

施設分類	健全度				計
	A	B	C	D	
一般施設 (四阿、照明施設等)	268	214	33	8	523
土木構造物 (橋梁等)	2	4	2	0	8
建築物 (管理事務所、 便所等)	4	19	9	0	32
各種設備 (分電盤、浄化 槽等)	17	4	0	0	21
運動施設 (野球場スタン ド、スコアボー ド等)	1	0	2	0	3
計	292	241	46	8	587

② 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

単位：施設

施設分類	健全度				計
	A	B	C	D	
遊具	16	80	8	0	104

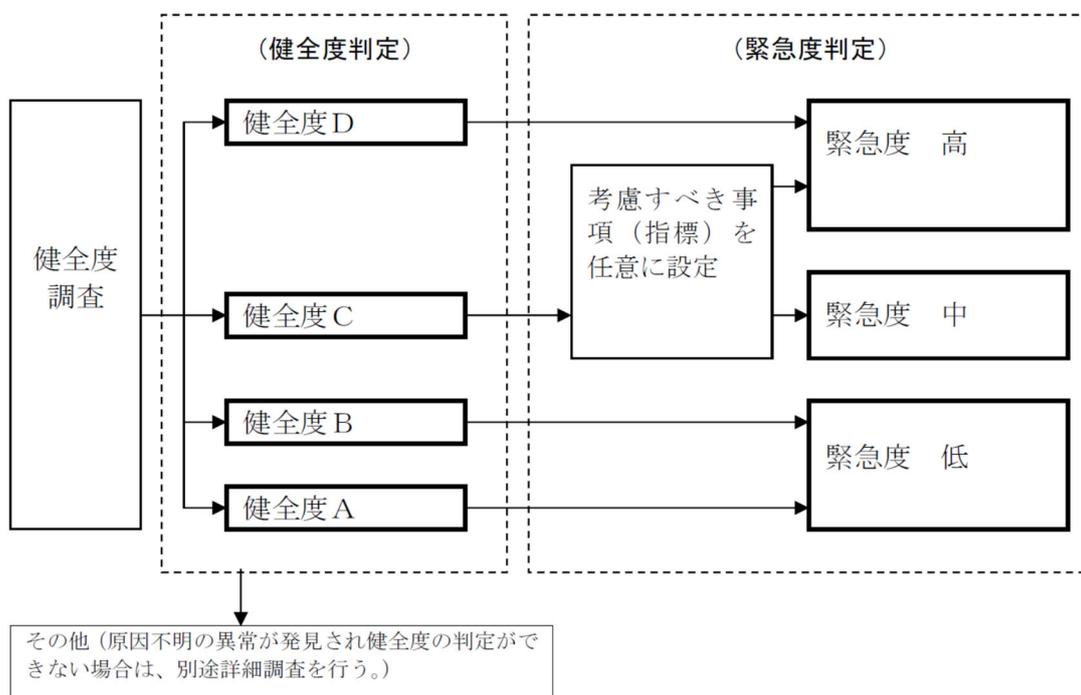
6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、各施設のもつ機能に着目し、「その施設が機能停止した場合の影響の大きさ」を緊急度の指標とした。

今回の計画（R4～R13年度）においては、利用者の安全利用の観点から、緊急度ランクが高又は中の施設の対策を優先的に実施することとして計画を策定した。

緊急度判定のフロー



緊急度判定の目安

緊急度 (ランク)	評 価 基 準
高	・健全度判定がDの施設 ・健全度判定がCの施設のうち、施設機能に照らして、優先して補修又は更新を行うこととする公園施設
中	・健全度判定がCの公園施設のうち、施設機能に照らして、優先して補修又は更新を行わない公園施設
低	・健全度判定がA又はBの公園施設

○判定結果一覧

単位：施設

施設分類	緊急度判定		
	高	中	低
一 般 施 設	21	20	482
土 木 構 造 物	2	0	6
建 築 物	8	1	23
各 種 設 備	0	0	21
運 動 施 設	2	0	1
遊 具	8	0	96

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、公園管理者及び指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。清掃等は、公園管理者及び指定管理者により実施する。

A. 一般施設、土木構造物、各種設備

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

B. 遊具、建築物

日常点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

施設の劣化や損傷を把握した場合、劣化や損傷の程度により必要な措置を行う。

② 公園施設の長寿命化のための基本方針

A. 予防保全型管理に分類した施設

機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、点検等定期的な健全度調査を行うとともに、計画的な補修、更新を行う。

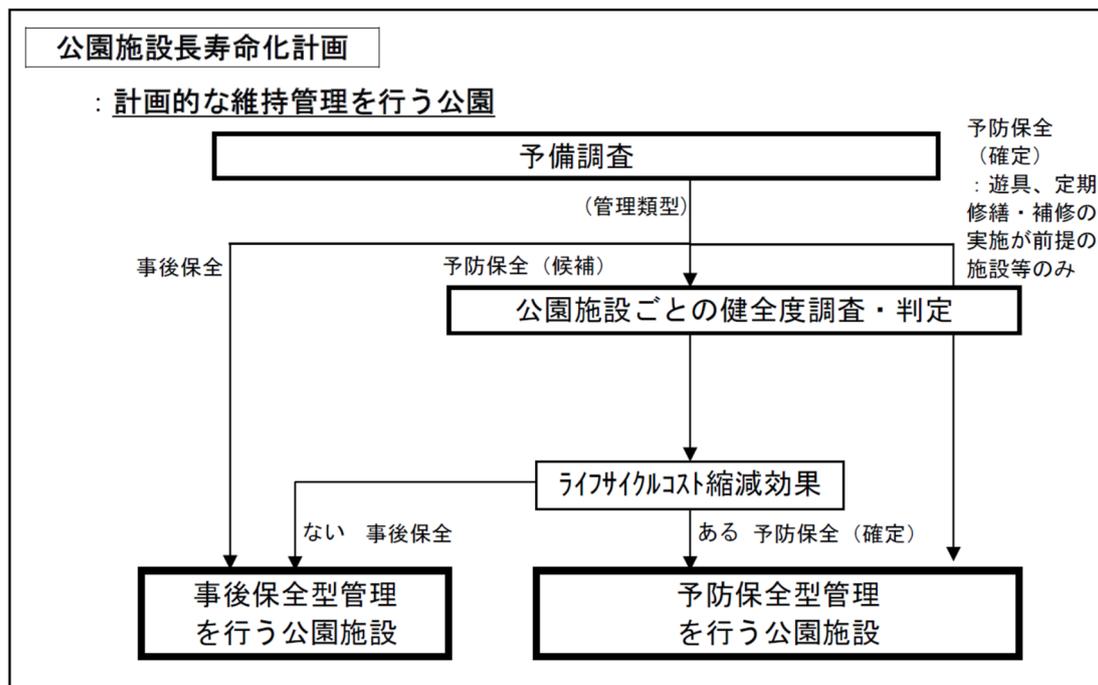
- ・健全度 C・D 判定の施設は、速やかに補修または更新を行い、健全度を改善する。
- ・今後は、健全度 A・B を維持するため、健全度が B 判定となった時点で速やかに適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・遊具については、年 1 回以上の定期点検及び日常的な点検により施設の劣化損傷状況を確認し、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・遊具以外の予防保全型管理の施設については、5 年に 1 回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・使用見込み期間は、事後保全型管理の場合の使用見込み期間の 1.2 倍を基本として、健全度判定結果を考慮して設定する。

B. 事後保全型管理に分類した施設

維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行う。

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・浄化槽や電気設備は、年 1 回以上の定期点検により、施設の劣化損傷状況を確認し、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・指針に基づき、使用見込み期間は、概ね処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.5 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1 倍を基本とする。

管理類型の検討の流れ



8. 都市公園別の長寿命化に向けた対策施設・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書（総括表）」による

9. 対策費用

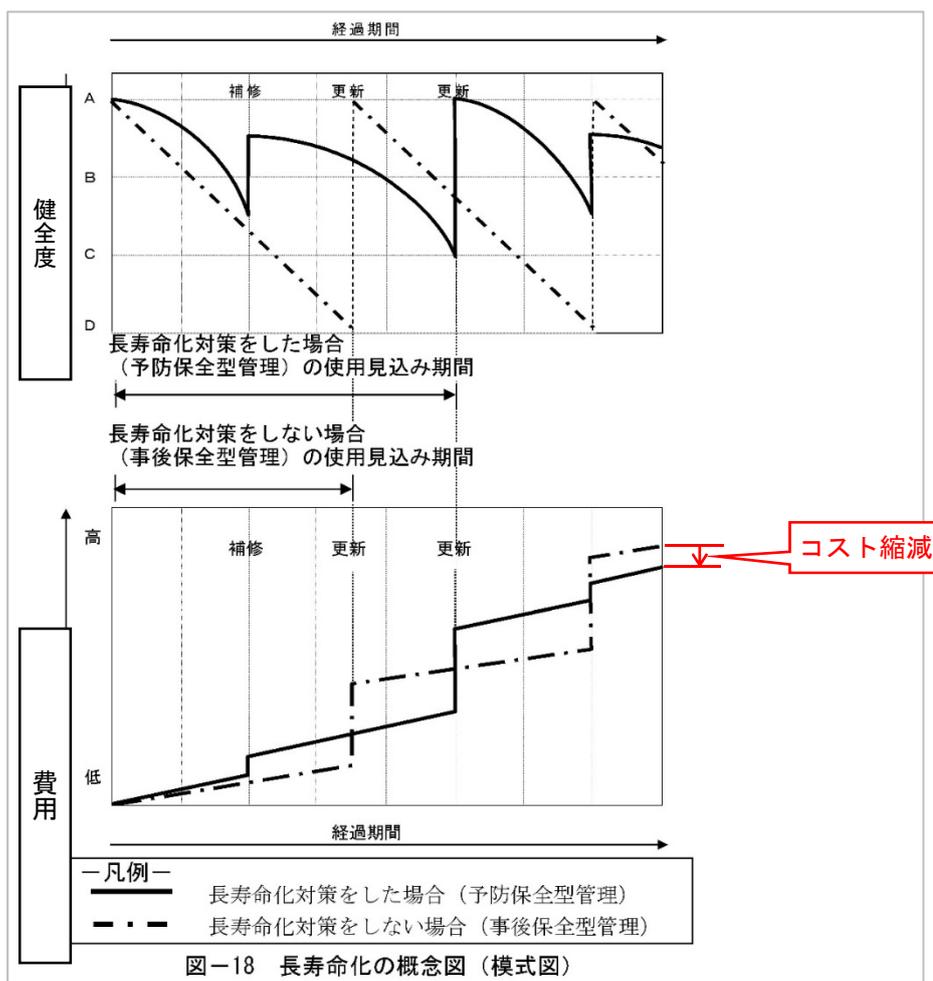
①概算費用合計（10年間）【②+③】	3,861 百万円
②単年度あたりの概算費用【①/10】	386 百万円

※①概算費用の内

予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	2,318 百万円
事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,543 百万円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

『日常的な維持管理に関する基本方針』や『公園施設の長寿命化の基本方針』を基本とした年次計画に従い、公園を維持管理することにより、宮城県全体で年間 1.2 百円のライフサイクルコストの縮減を図ることができる。



（「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】平成 30 年 10 月

11. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度 (西暦)

令和8年度 (2026年度)

② 見直し時期、見直しの考え方

5年ごとに健全度調査を実施し、調査結果に基づき長寿命化計画の見直しを行う。

※遊戯施設は1年ごとの点検だが、計画見直しは上記の時期に合わせて行う。

